

要 旨

特集：海の安全と法

アメリカ沿岸警備隊の任務と根拠法

米国沿岸警備隊 (United States Coast Guard) は、陸海空軍、海兵隊と並び米国軍を常時構成するものと位置付けられている。海洋の安全、管理及び保安に関する種々の任務を有し、米国の内水、港湾、領海、排他的経済水域、公海及び、国際法に従い、沿岸国の同意の下に、他国の水域での活動を行う。その活動範囲は、北米東西岸、カリブ海、アラスカ湾・北極海岸、ベーリング海、東太平洋、西太平洋等に広がり、ペルシャ湾での港湾保安活動も行っている。陸海空軍、海兵隊が原則として法執行権限を有さないのに対し、沿岸警備隊の代表的な役割のひとつは法の執行、海上警察権の行使である。2001年の同時多発テロ事件後は、国土安全保障省に移され、従来の任務を維持しつつ、国の安全保障の側面がより重視されることとなった。本稿では、米国沿岸警備隊の任務の概要とその主な根拠法を整理・紹介し、末尾に合衆国法典第14編の抄訳を付す。

欧州連合における海洋関連法制—欧州海上安全庁 (EMSA) の活動を中心に—

加盟28か国のうち23の沿岸国を有する欧州連合 (EU) は、海洋への依存度が高い地域といえる。海洋政策は、基本的に加盟各国に委ねられているものの、漁業、環境、運輸等の分野では、EUレベルの取組みが求められることも多い。欧州委員会は、2005年から、EUの将来の海洋政策のあり方とその範囲について検討を行い、その成果物である「EUのための統合的海洋政策」を2007年に公表した。大きく5分野に整理された政策のうち、統合的海洋監視分野で加盟国を支援する機関の1つが、欧州海上安全庁 (EMSA) である。設立の契機となったのは、1999年12月のエリカ号、2002年11月のプレステージ号による大規模な油流出事故であった。2002年6月に成立した規則の下で、2003年から業務を開始したEMSAについては、近年の海洋をめぐる状況の変化に伴い、4回の規則改正が行われ、その機能が拡充された。当初中核的な任務であった海上の安全及び海洋環境の保護に加えて、海事情報の把握に当たって開発・運用している多様なシステムが、漁業、通関、国境管理等他の海事分野の活動にも有益なものとなっている。EUの統合的海洋政策の中でその存在感を増しているEMSAについて、規則改正の経緯及び近年の活動状況等を概観し、末尾に最新の規則の翻訳を付す。

フランスの海洋関連法制—「海洋における国の活動」と海上警察を中心に—

フランスでは、国が海洋において行う軍事活動以外の公益に関する任務を「海洋における国の活動」と称している。フランスには、沿岸警備隊のような組織が存在しないため、この活動には、海軍を中心とする様々な機関が関わっている。本稿では、第1章で、フランスの沿岸警備に関する主な機関を紹介する。第2章では、海上警察に関する一般法について解説した上で、無害通航権、海賊行為等の違法行為及び海洋科学調査に関する主要な法令を紹介し、末尾に、国防法典の抄訳を付す。

ドイツの沿岸警備における官庁連携の動向

ドイツにおいては、州が領海、連邦が排他的経済水域を管轄しており、沿岸警備は州警察のほか、連邦の複数の官庁（連邦警察、税関、連邦交通省及び連邦農業省）により行われている。1980～1990年代に頻発したオイルタンカーの事故による海洋汚染、さらに、2001年のアメリカの同時多発テロを契機として、これらの官庁が海上の安全及び保安のために連携協力する体制が発展してきた。本稿では、ドイツの沿岸警備の概要及び官庁の連携協力を紹介し、末尾に連邦と沿岸州との間で締結された2つの協定の翻訳を付す。

ロシアにおける海洋法制—北極海における安全保障政策に着目して—

ソ連は1982年に国連海洋法条約に署名したが、同条約の批准はソ連崩壊後の1997年であり、これに関連して、大陸棚法、水域法及び排他的経済水域法の相次ぐ制定によって国内法が整備された。また、1997年から2012年にかけて連邦特別目的プログラム「世界の海洋」を通じて科学研究、資源探査、安全保障等に関する多様な研究が実施された。

2000年にはプーチン政権下で海洋ドクトリンが制定され、海洋におけるロシアのさらなる国益の増大を目指して国家的な「海洋ポテンシャル」の増大が目標となった。また、そのための協議機関として海洋評議会が設置されたほか、具体的な実施戦略として2030年までの海洋戦略も策定された。

こうした中、北極海は、地球温暖化の進展によって欧州とアジアを結ぶ最短の航路となるとともに、探鉱及び採掘技術の進歩とも併せて豊富なエネルギー資源の採掘が可能となり、重要性が高まっていた。海洋ドクトリン等においても北極海への言及はあったが、2008年には北極圏全体についてのロシア政府の指針である「北極政策の基礎」が策定され、北極圏は「戦略的資源基盤」とともに「国家的統一輸送路」と位置づけられた。さらに2013年には、「北極政策の基礎」を実施する為の指針として「北極戦略」が策定された。

韓国における海洋関連法制—排他的経済水域 (EEZ) をめぐる立法動向を中心に—

韓国では、1994年の国連海洋法条約の発効に伴う200海里の排他的経済水域 (EEZ) の設定及び1996年の韓国の同条約批准を契機として、EEZの保全等に関連する国内法の整備が進められた。近年、韓国はEEZ内の管理・取締りを強化する動きを見せている。本稿では、EEZの保全等に関連する4本の法律（排他的経済水域法、排他的経済水域における外国人漁業等に対する主権的権利の行使に関する法律、海洋科学調査法及び海洋警備法）の概要を紹介し、末尾に排他的経済水域法、排他的経済水域における外国人漁業等に対する主権的権利の行使に関する法律及び同施行令、そして海洋科学調査法及び同施行令の翻訳を付す。

中国の「海洋強国」化と海洋関係法制—国家海洋局の機能強化を中心に—

近年、中国は海洋の開発と管理を強化して海洋権益の確保を図ると同時に、関連法制及び法執行体制の整備を進めてきた。2012年11月の中国共産党大会では、それを一歩進めて「海洋強国」の建設という発展戦略目標が打ち出された。中国の海上法執行機関は、国家海洋局のほか複数の省庁に分散し、統一性や実効性に課題が多かったため、2013年、国家海洋局に統合再編する形で機能強化が図られた。「海洋強国」化を目指す中国の海洋関係法制の整備状況を簡単に紹介し、国家海洋局の統合再編に関する規定を訳出する。

オーストラリアの海上保安体制と2013年海洋取締権限法

伝統的に、オーストラリアは海洋における法執行活動の専門機関を有してこなかった。その代わり、変化する脅威に対して、海上保安活動のための指揮・調整枠組みを柔軟に組み替えて対応してきた。脅威が多様化した21世紀の状況に対応すべく複数政府機関による任務部隊として国境警備司令部(BPC)が2005年に設置された。このようなBPCの活動に呼応して、従来は多数の連邦法を根拠法としてきた連邦政府の海洋の法執行活動を単一の法的枠組みに基づいて実施するため、2013年海洋取締権限法が制定された。BPCを中心とする同国の海上保安体制の現状と同法の概要を紹介し、末尾に同法の主要規定の抄訳を付す。

マレーシアの海洋法制—2004年マレーシア海上法令執行庁法を中心に—

マレーシアの海洋政策に関する課題は、海上交通の安全、排他的経済水域の保護、領土問題、さらには環境問題など多岐にわたる。また、国際海峡であるマラッカ海峡については、海賊及び武装強盗行為が問題となっている。同海峡は、日本の輸入する原油の大半が経由する海運上の要衝であり、多くの国もその防止・取締り等に関心を寄せている。本稿は、マレーシアの海洋法制を概観し、海上における警察権の統一的行使を目的に設立されたマレーシア海上法令執行庁の概要を紹介するとともに、末尾に2004年マレーシア海上法令執行庁法の全訳を付す。

主要立法（翻訳・解説）

スウェーデンの議会オンブズマン

オンブズマン制度発祥の国であるスウェーデンでは、一般的にオンブズマンとは、議会オンブズマンを指す。議会オンブズマンは議会所属機関であるが、高い独立性を有し、公務員が適法に職務を遂行しているか否かの監視と一般公衆からの公務員に対する苦情に対応することを任務としている。ただし、議会オンブズマンは、大臣等の監視は行わず、これらについては、議会の常任委員会である憲法委員会が担当している。また、議会オンブズマン以外に、オンブズマンの名称を有する3つの公的な組織が存在する。本稿では、主に議会オンブズマンについて概説し、末尾に議会オンブズマンに対する指示に関する法律の翻訳を付す。